

ため池等整備事業	事業主体	県	①農村振興課 地域計画班
		市町村等	②農村整備課 防災対策班

事業の内容

1. 一般

(1) ため池整備工事

〔事業内容〕

- ア. 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応し又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある早急に整備を要する農業用ため池等の整備
 イ. 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して、早急に整備を要する複数の農業用ため池の多面的整備を図るため、ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池及び関連施設の整備

- ・ため池及び付帯施設の改修・新設・廃止
- ・災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ
- ・緊急放流を行うための施設の改修・新設
- ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
- ・ため池利活用保全整備工事（別表－1参照）

〔採択要件〕

- ・大規模 県 営 受益面積100ha以上で、総事業費が8,000万円以上
 （中山間地域の場合は、受益面積が70ha以上で、3,000万円以上）
 - ・小規模 県 営 受益面積2ha以上で、総事業費が5,000万円以上
 ※2ha以上10ha未満の場合は高度な技術を要する場合に限る
 団体営 受益面積5ha以上で、総事業費が800万円以上
- ※但し、受益面積が10ha未満のものは以下の要件のすべてに該当するものに限る
- ・貯水量が1,000立方メートル以上であること
 - ・関係する農家が2戸以上あること
 - ・周辺住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予想される
 - ・災害防止のため応急工事等を実施したものであること

(2) ため池整備工事（特別対策型）

〔事業内容〕

- ア. 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び付帯施設の整備整備
 イ. ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び付帯施設の整備
 ウ. 中山間地域において、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの付帯施設の整備
- ・ため池廃止と併せ行う代替ため池の新設及び付帯施設の整備
 - ・旧農業用ため池の廃止又は変更
 - ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
 - ・ため池利活用保全整備工事（別表－1参照）

〔採択要件〕

(1)ため池整備工事に同じ

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

〔事業内容〕

- ア. 災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらの付帯施設の整備
 イ. とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがある農業用ため池を対象とする「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う付帯施設の整備
- ・ため池及び付帯施設の改修・新設・廃止
 - ・農業生産回復のための水質汚濁防止施設の改修・新設・廃止
 - ・ため池利活用保全整備工事（別表－1参照）

〔採択要件〕

(1)ため池整備工事に同じ

※但し、公共施設、周辺人家等の想定被害額がおおむね1億円以上であるものに限る

(4) 用排水施設整備工事

〔事業内容〕

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する。①ため池以外の農業用排水施設の改修、②他動的要因に起因する災害防止のための農業用排水施設の改修、③土砂崩壊による農用地等の災害防止のための土留工、水路等の整備。

- ・ため池以外の農業用排水施設の改修・新設・廃止
- ・付帯施設の改修・新設
- ・管理施設の改修・新設
- ・土留工、水路等の改修・新設
- ・併せ行う工事として親水護岸等及び利用者の安全のための防護柵等（用排水施設等利活用保全整備工事）

〔採択要件〕

- ・大規模 県 営 受益面積が400ha以上で、総事業費が8,000万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が200ha以上で、3,000万円以上）
- ・小規模 県 営 受益面積が20ha以上で、総事業費が5,000万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が20ha以上で、3,000万円以上）
団体営 受益面積が20ha以上で、総事業費が800万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が10ha以上で、800万円以上）
- ・土砂崩壊 県 営 受益面積が5ha以上で、総事業費が5,000万円以上
（中山間地域の場合は、受益面積が5ha以上で、3,000万円以上）
団体営 総事業費が800万円以上

(5) 湖岸堤防工事

湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防、樋門の新設、変更等

- ・併せ行う工事として親水護岸等及び利用者の安全のための防護柵等（用排水施設整備等利活用保全整備工事）

県 営 受益面積が20ha以上で総事業費が5,000万円以上

団体営 受益面積が20ha以上で総事業費が800万円以上

(6) ため池緊急防災対策事業

人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備

- 対 象 ・貯水量1,000㎡以上であって、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられているため池

2. 農業用河川工作物応急対策

(1) 農業用河川工作物応急対策

〔事業内容〕

河川の直轄区間及び知事管理区間で河道の整備されている一連の区間に設置された農業用河川工作物のうち河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、災害を未然に防止するため、頭首工、水門、樋門、橋梁等の整備、補強、工作物の撤去等を行うもの。

〔採択要件〕

大規模 1億円以上

小規模 800万円以上

(2) 農業用道路横断工作物緊急耐震対策

〔事業内容〕

耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物のうち地震の際に緊急輸送路として活用される道路（高速自動車国道又は一般有料道路に限る）の機能確保及び道路交通車両の安全確保を要するものについて、災害を未然に防止するため、水管橋、水路橋及び農道橋等の整備補強等の改善措置を行うもの。

〔採択要件〕

800万円以上

別表－1

ため池整備工事の工種別の利活用保全施設の実施可能メニュー一覧表

施設のメニュー 工事のメニュー	親水・景観保護施設(親水護岸, 遊水施設, 類似施設)	生態系保全施設(蛍ブロック, 魚巣ブロック, 草生, 類似施設)	ため池利用保全施設(ベンチ, 緑化, 消雪施設, 便所, 水飲場, 休憩所, 駐車場, 巡回用道路, 遊歩道, 案内板, 照明, 安全施設, 類似施設)	地域活性化施設(用地造成, 整備)	消防用水, 生活用水等貯水機能を付加させる堤体嵩上げ, 浚渫, 防災利用のための取水, 導水施設等の整備, 浚渫土利用等による避難地等の基盤整備等	構改局長特認施設
ため池等整備事業(一般)						
(1)ため池整備工事						
ア 一般防災対策	親水護岸に限る	○	巡回用道路, 安全施設類似施設に限る	×	○	受益5ha(中山間2ha)未満に限る
イ ため池再編総合整備計画	○	○	〃	×	○	○
ウ 地震対策地域	親水護岸に限る	○	〃	×	○	○
(2) 特別対策型						
ア 一般防災対策	○	○	巡回用道路, 安全施設類似施設に限る	×	○	受益5ha(中山間2ha)未満に限る
イ ため池再編総合整備計画	○	○	〃	×	○	○
ウ 中山間地域旧ため池	○	○	〃	×	○	○
(3) 都市型緊急整備事業						
ア 一般防災対策	○	○	○	○	○	○
イ ため池再編総合整備計画	○	○	○	○	○	○

負担割合 県 営	区 分	国	県	その他	備 考
	一 般 大規模 ため池100ha以上 用排 400ha以上	55	34	11	
	小規模 ため池20ha以上 用排 20ha以上	50	39	11	
	うち利活用保全整備工事	50	30	20	
	農業用河川工作物応急対策 大規模(1億円以上)	55	37	8	—
	小規模(5千万円以上)	50	42	8	—
	小規模(5千万円未満)	50	32	18	—
負担割合 団体 営	区 分	国	県	その他	備 考
	一 般 小規模 ため池60ha未満 用排 20ha以上	50	1	49	H19新規以降適用
	うち利活用保全整備工事	50	1	49	H19新規以降適用

地域ため池総合整備事業	事業主体 県	所管課班	㊦農村振興課 地域計画班
			㊤農村整備課 防災対策班

趣 旨

近年のため池を巡る状況は、農家の減少・高齢化に伴い、維持管理が疎かになり、防災面での脆弱化やため池の多様な役割の発揮が困難になることが懸念されており、地域住民が参画した地域によるため池の保全体制の構築が必要である。

また、ため池の多くは長い歴史を有し、農業用水の水源として農業の礎を担うとともに、地域文化にも深く関わり、周辺の農地や里山と一体となって多様な生物の生育・生息の場となっており、豊かな自然環境と触れ合い・やすらぎの場、更には環境教育の場など、多様な役割を發揮できる場である。これらの役割を活かしつつ、ため池を核とした農村地域の活性化を図っていくことも重要である。

このようなことから、本事業は、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域全体の活性化に資するよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するものである。

事業内容

1. 調査計画事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定にかかる調査。

2. 総合整備事業

地域ため池総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

(1) 防災・減災対策

- ①農業用ため池の改修 ②ため池機能保全工事 ③ため池下流水路整備
- ④旧農業用ため池の廃止 ⑤防災情報管理システムの整備 ⑥ハザードマップの作成
- ⑦危機管理向上施設の整備

(2) 環境・利活用対策

- ①環境保全・利活用施設の整備 ②水質改善対策 ③安全施設の設置
- ④旧農業ため池の廃止後の用地整備

(3) 保全対策

- ①地域住民参画による保全体制の整備及び活動

事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

採択要件

1. 調査計画事業

地域に所在する複数ため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

2. 総合整備事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 総事業費がおおむね3千万円以上。

(2) 事業内容の2の(1)の①の事業を1箇所以上実施すること。

(3) 規模別要件

ア 大規模事業

(ア) 事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあつては、受益面積おおむね100ha以上。

(イ) 事業内容の2の(1)の③の事業にあつては、受益面積おおむね400ha以上。

イ 小規模事業

(イ) 事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあつては、受益面積おおむね10ha以上。

(ロ) 事業内容の2の(1)の③の事業にあつては、受益面積おおむね20ha以上。

(4) 事業内容の2の(1)の⑤から⑦までの事業にあつては、被害想定面積の合計がおおむね10ha以上。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、農村振興局長が別に定める要件を満たすもの。

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	調査計画事業		50	25		25	
総合整備事業		50(55)	未定	未定	未定	未定	

() は中山間地域

地すべり対策事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------	--------	------------------

事業の趣旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

採択基準

防止工事

- ・「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域であること。
- ・総事業費が1件当たり7,000万円以上のもの

関連工事

- ・地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため必要があると認められる区画整理、暗渠排水、農道、農業用排水、ため池の整備
- ・受益面積がおおむね3ha以上
- ・総事業費が500万円以上

補修工事（継続地区のみ）

地すべり防止施設を補修する事業であって、次の要件のすべてに該当するもの

- ・地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るもの
- ・地すべり防止区域による地すべり防止施設のうち老朽化等により著しく機能が低下したものに係るもの
- ・総事業費が1件当たり1,500万円以上のもの

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	防止工事 溪流工事	1/2	1/2	—	—	
	その他工事	1/2	1/2	—	—	
	関連工事 区画, 整理, 暗渠排水	40	未 定	未 定		
	農 道	45	未 定	未 定		
	”	50	未 定	未 定		傾斜度15°未満 ” 15°以上
	農業用排水, ため池	50	未 定	未 定		
	補修工事	1/3	2/3	—	—	

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------	--------	------------------

事業の内容

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

採択基準

1. 高潮対策

海岸管理者が管理する海岸であって、高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1 km当たりの防護面積おおむね5 ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあつては5,000万円）以上。

2. 侵食対策

海岸管理者が管理する海岸であって、侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1 km当たりの防護面積おおむね5 ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあつては5,000万円）以上。

3. 局部改良

海岸管理者が管理する海岸であって、短年度施行をもって事業の効果を発揮し得るものあつて、総事業費おおむね5,000万円以上のもの。

4. 海岸耐震対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であって、朔望平均満潮位以下の防護区域を有するか、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがある海岸であつて、堤防・護岸等の耐震対策を対象とし、総事業費5,000万円以上。

5. 海岸堤防等老朽化対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であつて、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であつて、緊急にその機能の強化、又は回復を行う必要があると認められるもので、総事業費5,000万円以上。

6. 海岸環境整備

海岸法第40条第1項第3号、4号及び同条第2項に係る海岸保全区域で周辺に公営の公園海水浴場、ヨットハーバー等のレクリエーション施設のある地域又は計画中の地域においてより総合的なレクリエーション機能を発揮するために行う離岸堤、突堤、護岸、堤防、昇降路、砂浜、水叩兼用の遊歩道その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設又は改良若しくは汚染の著しい海岸のヘドロ等の除去であつて、総事業費おおむね8,000万円以上。

高潮対策、侵食対策において堤防、護岸等の整備の実施と一体的に防潮林の設置ができる。

海岸保全の施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難であるため、又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸、総事業費が8,000万円以上のもの。

海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1,000万円以上もの。

① 段階工およびこれと一体として整備する水叩兼用の遊歩道又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの。

② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの。

海浜からの飛砂により、背後地の生活環境が悪化している地域において行う飛砂を防止するための事業で、総事業費が1,000万円以上のもの。

〔以下、上記1～5と併せ行う事業（ネーミング事業）〕

7. 海岸保全施設緊急防災機能高度化事業

地震観測強化地域、地震特定観測地域等で、海岸管理者が防災機能を高める必要があると判断した箇所における海岸施設の耐震化対策、安全情報伝達施設、水門、陸閘の開閉自動化装置等

ただし、安全情報伝達施設については、海岸環境整備事業（環境局部改良を含む）のみ実施

できる。

8. 海と陸と緑のネットワーク事業

背後地で自然環境保全事業等が実施、又は予定されており防潮林等が計画されている海岸において、自然環境保全事業（ビオトープ事業等）との連携を図り、海岸事業における防潮林、植栽及びこれに関連する管理道路等の整備

9. エコ・コースト事業

国立公園、野鳥生息地など、自然環境や生態系、周辺景観との調和を図る必要がある海岸において、養浜、植栽、人工リーフ等の自然環境、生活環境に配慮した施設整備の推進

10. 海と緑の健康地域（健康海岸事業）

海と緑の健康地域、健康海岸に指定され、健康・保養・療養施設等が整備または予定されている海岸において行う、健康増進施設と砂浜の保全、復元、高齢者や身障者にも海岸利用が容易な緩傾斜堤げ、階段工等の海岸保全施設整備

11. いきいき・海の子・浜づくり事業

文部省所管の教育関連施設あるいは野外教育・地域社会教育活動等の施策と連携して、緩傾斜堤やスロープ、人工磯、リーフ等を整備し自然体験のしやすい海岸づくりを行う。

12. 渚の創生

一連の沿岸で砂が余剰傾向となっている箇所からの発生砂を活用し、離岸堤等の建設により砂浜の安定化対策を施すとともに、砂が不足している箇所（侵食海岸等）に養浜を行い、海辺の復元を図る。

13. 津波防災ステーション

津波来襲時に、潮位、津波高等の海象データや地震、津波情報等を収集し、水門等の施設を一元的に制御操作するための基地及びシステムの整備

14. 都市海岸高度化事業

人口が概ね30万人以上の都市、またはそれに市街地が連たんする都市を対象とし、背後地が商業・業務地帯、市民の利用が高い海岸において、耐震性に配慮した離岸堤、突堤、護岸、堤防及びこれらと一体となって整備される遊歩道、植栽、その他所期の目的を達成するために必要な施設の整備を行う。

15. 魚を育む海岸づくり推進事業

水産庁所管の沿岸漁場整備開発事業のうち、地先型増殖場造成事業、広域型増殖場造成事業又は養殖場造成事業と農林水産省の海岸事業を連携して藻場・干潟等の造成、増養殖場の整備、海岸の防護等を行う。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	局部改良	1/3	2/3	—	—	
	海岸耐震対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	

※7～15については上記負担割合に準ずるものとする。

湛 水 防 除 事 業	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 防災対策班
-------------	--------	--------------------------------------

趣 旨

原則として、かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施行して、予想される被害を未然に防止する事業であり、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする。

事業の内容

(1) 排水施設整備工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良（採択基準の受益面積、総事業費は「排水施設整備工事」と同様とする）。

採 択 基 準

農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

大 規 模

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

(1) 受益面積 400ha以上

(2) 総事業費 5億円以上

イ 排水管理施設整備工事

受益面積 1,000ha以上

小 規 模

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

(1) 受益面積 30ha以上

(2) 総事業費 5,000万円以上

イ 排水管理施設整備工事

受益面積 100ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	大 規 模	55	37	8	—	400ha以上
	小 規 模	50	42	8	—	30ha以上 400ha未満
	” 基幹施設	50	37	13	—	30ha以上 300ha未満
	” そ の 他	50	32	18	—	”

備 考 基 幹 施 設：排水機、排水樋門、第一線堤防、遊水池等貯留施設、地下浸透施設
(排水機、排水樋門には、これと一体不可分の関係にある導水路、操作管理設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる)

その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

水質保全対策事業	事業主体	県 市 町 村 土地改良区	所管課班	(計)農村振興課 地域計画班
				(実)農村整備課 水利施設保全班

趣 旨

農業用排水施設内の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を図り、もって水資源の総合的な保全に資することを目的とする事業。

採択要件

1, (1), (2) のいずれかを満たすこと。

- (1) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの
- (2) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの。

事業内容

区分	工 種	事業内容	実施主体
1 農業用排水施設整備	(1) 水質汚濁等に起因する排水施設の新設若しくは変更	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 (ア) 人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること (イ) 農作物等の生育が阻害されていること (ウ) 農作業の能率の低下を来していること (エ) 施設の管理に支障を来していること イ アと併せて行う客土 ウ 現にアの(ア)から(エ)までに掲げる障害が生じていないが、応急的な防止措置を実施すれば容易にそれら障害が発生する場合は、農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土	県、市町村 又は土地改良区
	(2) 水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	
	(3) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(4) 併せて行う施設整備	上記工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備	
2 水質保全施設整備	(1) 水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	県又は市町村
	(2) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	

	(3)環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備	
	(4)面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用排水路等から漏水が抑制されるよう、排水路の漏水抑制に資する施設整備	
	(5)併せて行う施設整備	上記工種(1)から(4)までのいずれかをと併せて行う農業用排水施設、その他の施設整備	
3 支援事業		湖沼の最適化を図るための水質保全施設整備と併せて行うもの。水質保全施設整備の費用は区分2とする。	県又は市町村
4 先導的モデル事業		農地技術導入の促進を図るための水質保全施設整備と併せて行うもの。水質保全施設整備の費用は区分2とする。	県又は市町村

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	水質保全対策	50	34	16	—	県営
	”	50	未 定	未 定	未 定	団体営

防災ダム事業 (旧防災ため池事業)	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 防災対策班
----------------------	--------	--------------------------------------

事業の内容

台風、豪雪等で河川の増水による農地、農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

採択基準

農業以外の事業効果が50%未満

1. 防災ダム工事

洪水調節用ダム（その他附帯施設を含む。）の新設又は改修であって受益面積がおおむね100ha以上、(但し、台風常襲地帯、豪雪地帯及び振興山村のいずれかであり、かつおおむね10か年間に激甚災害の指定を受けた地域において行うものにあつては、おおむね70ha以上)

2. 防災ため池工事

洪水調節の機能の賦与、増進のための農業用ため池の改修であつて、次の基準に該当するもの。

大規模 受益面積がおおむね100ha（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね70ha）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ha以上のもの。

小規模 受益面積がおおむね10ha（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね7ha）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね5ha（活断層等の影響が懸念される地域において行われるもの又は決壊による想定被害額が、おおむね3,000万円以上のものかんがい受益面積については、おおむね2ha）以上のものであつて、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの。

防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修であつて防災ダム等の工事と併せて行うもの。（防災ダム等利活用保全施設整備工事）

3. 地震対策ため池防災工事

大規模な地震等の発生に伴って、決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの。

大規模 受益面積がおおむね70ha以上で、かつ、かんがい受益面積がおおむね40ha以上のもの。

小規模 受益面積がおおむね7ha以上で、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	防災ダム工事	55	39	6		
	防災ため池工事 大 規 模	55	34	11		
	小 規 模	50	34	16		
	地震対策ため池防災工事 大 規 模	55	34	11		
	小 規 模	50	34	16		
	利活用保全施設工事	50	未 定	未 定		

農村地域環境保全整備事業	事業主体 県	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 防災対策班
--------------	--------	--------------------------------------

趣 旨

社会経済条件の変化に起因する土地改良施設の管理の粗放化等による機能低下や、混在化により災害時の被害が重大化している地域において、密接な関連のある各種農地防災保全事業を計画的、一体的に実施することにより、地域の総合的な防災安全度を向上させ、併せて地域環境の維持、保全を図るための制度を創設する。

事業内容

農村地域の防災安全度の向上及び地域環境保全をめざした農村地域環境保全計画に基づき、各種農地防災事業等を総合的・緊急的に実施する。

- ① 農地等防災保全対策工事 — 農地・農業用施設への複合・錯綜化した災害を未然に防止し又は解消するため、ため池等整備事業、防災ダム事業、水質障害対策事業（一般型）、湛水防除事業、農地保全整備事業、地盤沈下対策事業を併せて行う。
- ② 関 連 工 事 — ①の工事と併せて行うことが技術的経済的に適当と認められる農業用排水施設若しくは農道の変更、客土又は暗渠排水
- ③ 地域環境保全対策工事 — 地域環境及び集落管理機能の維持向上等を図るため、防災安全施設、農地防災施設管理連絡道及び保全管理・利活用を考慮した施設の新設又は改修であって①の工事と併せて行うもの。

補 助 率

- ・農地等防災保全対策工事 — 実施する事業ごとの補助率を適用する
- ・関 連 工 事 — 国：45% 県：未定
- ・地域環境保全対策工事 — 国：50% 県：未定

採 択 基 準

- ① 2以上の農地等防災保全対策工事を行うこと
- ② 農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積60ha以上、かつ総事業費2億円以上

障害防止対策事業	事業主体 国 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------	----------------	------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号,以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

[洪水対策]

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修，排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため，河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

[土砂流出対策]

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため，床固工，谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や，崩壊地の植生回復を図るため，山腹工を施行する。

[用水対策]

- a 用水路（用排兼用水路）を装工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 択 基 準

※

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）
（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用，射撃，爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し，又は軽減するため，次に掲げる施設について必要な工事を行うときは，その者に対し，政令で定めるところにより，予算の範囲内において，その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設，林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路，河川又は海岸
- 3 防風施設，防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1)：法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃，爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸，着陸，急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- ④ 電波のひん繁な発射

(2)：(1)の自衛隊等の行為による障害があること

※例

- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し，当該区域を流域に持つ河川において，洪水や土砂流出による被害が生じる。
- ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や，航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。

(3)：障害を防止し，又は軽減するための工事の対象となる施設が，法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。

※法第3条第1項に規定する施設

- ① 農業用施設，林業用施設又は漁業用施設
- ② 道路，河川又は海岸
- ③ 防風施設，防砂施設その他の防災施設
- ④ 水道又は下水道

※政令第3条に規定する施設

- ① 鉄道
- ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

農村災害対策整備事業	事業主体	県 市 町 村 土地改良区等	所管課班	①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 防災対策班

趣 旨

農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被害が発生するおそれが高く、大型化・頻発化している自然災害によって、多くの農村が被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生している。

農村災害対策整備事業は、このような状況を背景に地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている農村に対して、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るために、従来農地防災事業で実施してきた農地・農業用施設の被害防止対策のみならず、農村の防災・減災対策として、農村の農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

事業内容

1. 調査計画事業

(1) 災害防除対策推進地域の場合

- ①農業用施設や農村防災施設等の調査
- ②地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度の決定
- ③効率的な安全対策を行うための農村災害対策整備計画の作成

(2) 甚大な災害発生地域の場合

- ①農業用施設や農村防災施設等の調査
- ②再度災害防止の観点から必要となる施設整備の優先度の決定
- ③効率的な安全対策、持続的な営農の継続に必要な農業生産性の向上に資する農業生産基盤及び農村生活維持に必要な対策を行うための農村災害対策整備計画の作成

2. 整備事業

農村災害対策整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

(※印付きは甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。)

(1) 農業生産基盤整備

- ①農業用ため池整備 ②農業用排水施設整備 ③土砂崩壊防止施設整備 ④区画整理※
- ⑤農用地造成※ ⑥農道整備※ ⑦農用地の改良又は保全※

(2) 農村防災施設整備

- ①緊急避難路整備 ②緊急避難塔整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
- ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全施設整備

(3) 農村生活維持施設整備

- ①農業集落道路整備※ ②営農飲雑用水施設整備※ ③農業用集落排水施設整備※
- ④農業施設等用地整備※

事業実施主体

1. 調査計画事業

都道府県、市町村

2. 整備事業

都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの。

採択要件

1. 調査計画事業

- (1) 災害防除対策推進地域又は甚大な災害発生地域であること。
- (2) 事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

2. 整備事業

農村災害対策整備計画に記載されている事業であって、次の要件を満たすこと。

(1) 県営事業

- ①土地改良法施行令に定める受益面積要件を満たすこと。ただし、中山間地域においては受益面積の合計がおおむね10ha以上。
- ②災害防除対策推進地域で実施する整備事業にあつては総事業費がおおむね1億円以上。

(2) 団体営事業

- ①受益面積の合計がおおむね10ha以上。
- ②災害防除対策推進地域で実施する整備事業にあつては総事業費がおおむね3千万円以上。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
		50	25	25		県営
	調査計画事業	50	未定	未定		団体営
	整備事業	50(55)	未定	未定	未定	県営
		50(55)	未定	未定	未定	団体営

() は中山間地域

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------------------------	------------------------	---------------------

趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

事業の内容

1. 事業の対象となる農地、農業用施設
 - ① 農地とは、現に耕作もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。
 - ② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂ため工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。
2. 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

 - ① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）
3. 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

 - ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設
4. その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉍毒対策事業」等がある。

復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は災害発生年を含めて3カ年以内に完了させなければならない。

災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量概ね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒径1mm以下は2cm以上
- ⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上
- ⑨ 落雷、雪害による災害

事業主体

県営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

負担割合

区分	国							県	地元
	暫定法補助率				激甚法補助率 嵩上げ				
	通常 補助率	単年災 高率補助率		連年災補助率 嵩上げ					
		一次 高率	二次 高率						
1戸当 たり事業 費(総事 業費/耕 作者実 数)が 8万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 8万円 を越え るもの 15万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 15万円 を超え るもの	1戸当 たり負 担額が 1万円 を超え 2万円 まで	1戸当 たり負 担額が 2万円 を超え 6万円 まで	1戸当 たり負 担額が 6万円 を超え るもの				
農地 農業用施設	50%	80%	90%	1. その年の1戸当りの事業費が4万円以上の市町村。 2. その年を含む過去3カ年の1戸当たりの事業費が10万円以上の市町村。 3. 上記1及び2を満たすものについては連年災補助額算定方式(その年を含む過去3カ年の事業費及び関係耕作者をその年の事業費及び関係耕作者数とみなして単年災の場合の補助算定方式により算出する)により補助額を算定した結果、単年災の補助額よりも有利な場合は連年災方式をとる。	70%	80%	90%	(県営) ①国庫補助80%未満の場合。全体事業費から国庫補助と地元負担を除いた額 ②国庫補助80%以上の場合。 国庫補助残の60%	全体事業費の8% 国庫補助残の40%
	65%	90%	100%		注. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。	注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が1戸当たり2万円以上の市町村について、上記区分により適用される。	国庫補助残の60%		
								(団体営) —	国庫補助残

直轄災害復旧事業	事業主体 直轄(国)	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	------------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1. 事業の対象となる農業用施設
農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。
2. 災害復旧事業の定義及び適用除外
「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。(地方農政局長は災害発生後15日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)
また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。(地方農政局長は災害発生後30日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)
農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災害要因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負担割合

区分	国			県	地元
	土地改良法国庫負担率				
	通常負担率	一次高率	二次高率		
	1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		
農業用施設	65%	90%	100%	①国庫負担80%未満の場合。 全体事業費から国庫負担と地元負担を除いた額	
				②国庫負担80%以上の場合。 国庫負担残の60% 国庫負担残の40%	

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。